

民間投資促進特区（ものづくり産業版）への区域追加申請について

宮城県および県内 33 市町村と共同申請し、平成 24 年 2 月 9 日に認定された民間投資促進特区（ものづくり産業版）※では、市内の 7 カ所が税制上の特例を受ける復興産業集積区域に指定されている。

今回、ものづくり産業の集積・振興をさらに進めるため、防災集団移転促進事業及び区画整理事業が実施されている蒲生北部地区を新たに区域追加することについて、宮城県等と共同で国へ申請を行う。

1 追加申請する区域

蒲生北部地区（[資料 3 - 2](#) 参照）

2 国への申請時期

共同申請を行う宮城県及び他市町の協議が整い次第申請予定

※ 民間投資促進特区（ものづくり産業版）の概要（平成 24 年 2 月 9 日認定）

（1）計画作成主体

宮城県および県内 34 市町村

（2）特例の内容

復興産業集積区域における税制上の特例

（3）集積を目指す業種

ものづくり産業（製造業）8 業種

- ①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、
- ⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、
- ⑧船舶関連産業

（4）復興産業集積区域

仙台市内は、以下の 7 カ所（[資料 3 - 2](#) 参照）

- ①仙台港周辺地区、②泉パークタウン、③泉インターシティ、④松原工業団地、
- ⑤南吉成リサーチパーク、⑥生出地区の区画整理予定地、⑦東部の工業専用・準工業地域（扇町、日ノ出町、卸町東地区等）